

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成26年4月18日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 竹 内 英 明  
 同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成25年12月27日（神奈川県公報定期第2545号）神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項が認められた監査実施箇所2箇所全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<県土整備局>  
 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢土木事務所	平成25年10月1日（平成25年8月28日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収に当たり、調定が3月を超えて遅れているものがあつた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、許可状況を管理番号で一元管理するとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県西土木事務所	平成25年10月11日（平成25年9月3日職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 予算の執行において、置取替え工事ほか2件の執行に当たり、予算科目に誤りがあつた。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかつたため、旅費3件、600円が支給されていないものがあつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、職員相互の点検及び関係諸規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員相互の点検を徹底するとともに、関係諸規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の旅費については、平成26年3月11日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手

			続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--